

徳島県告示第二百八十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、上勝町長及び三好市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和七年五月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 上勝町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

上勝町

(二) 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

(三) 成果の名称

上勝町福原の一部の地籍図及び地籍簿（福原九地区）

(四) 調査を行った地域

勝浦郡上勝町大字福原の一部（福原九地区）

(五) 認証年月日

令和七年五月七日

2 (一) 調査を行った者の名称

上勝町

(二) 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

(三) 成果の名称

上勝町旭の一部の地籍図及び地籍簿（旭十三地区）

(四) 調査を行った地域

勝浦郡上勝町大字旭の一部（旭十三地区）

(五) 認証年月日

令和七年五月七日

二 三好市に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

(三) 成果の名称

三好市（白地の一部）の地籍図及び地籍簿（白地二地区）

(四) 調査を行った地域

三好市池田町白地の一部（白地二地区）

(五) 認証年月日

令和七年五月七日

2 (一) 調査を行った者の名称

三好市

- (二) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
成果の名称
- (三) 三好市（下名の一部）の地籍図及び地籍簿（山城五十地区）
調査を行った地域
三好市山城町下名の一部（山城五十地区）
認証年月日
令和七年五月七日
- (四) 三好市
調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
成果の名称
- (三) 三好市（久保の一部）の地籍図及び地籍簿（久保三地区）
調査を行った地域
三好市東祖谷久保の一部（久保三地区）
認証年月日
令和七年五月七日
- (五) 三好市
調査を行った者の名称
三好市
- 4
(一) 調査を行った者の名称
三好市
- (二) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
成果の名称
- (三) 三好市（井内東の一部）の地籍図及び地籍簿（井川四十四地区）
調査を行った地域
三好市井川町井内東の一部（井川四十四地区）
認証年月日
令和七年五月七日
- (四) 三好市井川町井内東の一部（井川四十四地区）
認証年月日
令和七年五月七日